

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 20 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和41年4月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月17日から同年6月1日まで
昭和38年3月にC社に就職し、42年3月に退職するまで営業担当として継続して勤務していたにもかかわらず、A社B支社に勤務していた41年4月及び同年5月の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚（複数）の証言から、申立人が申立期間にC社に継続して勤務し（昭和41年4月17日に同社本社からA社B支社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、A社B支社に係るオンライン記録（昭和41年6月の標準報酬月額）から、3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は既に解散しており、事業を承継したD社も、当時の資料は無く経営者が変わっており不明である旨回答しており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和33年9月19日であると認められることから、申立期間に係る被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月19日から34年1月4日まで

昭和32年8月にA社に就職して1年過ぎころに、厚生年金保険被保険者証を受け取ったが、この被保険者証の「はじめて資格を取得した日」には33年9月19日と記載されているにもかかわらず、同社における被保険者資格の取得日は34年1月4日となっており、申立期間の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚の証言から、申立人が申立期間について、申立てに係る事業所に勤務していたことが推認できる。

申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、初めて被保険者資格を取得した日が昭和33年9月19日と記載されていることが確認でき、この日付けは、申立てに係る事業所が初めて適用事業所となった日と同日である上、上記同僚は、「A社に入社した当初は厚生年金保険に加入していなかったが、途中から加入することとなり、私や申立人のようにその時点で勤務していた人は皆加入したと思う。」旨証言しており、上記同僚の資格取得日は同年9月19日であることから、申立人についても、同社が適用事業所となった日に厚生年金保険に加入したと考えられる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人の資格取得日が、昭和34年2月28日に、33年9月19日から34年1月4日に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、この記録訂正が正しいとすれば、申立人の厚生年金保険被

保険者証を回収して資格取得日を変更する必要があるが、被保険者証の資格取得日は変更されておらず、社会保険事務所（当時）における記録管理は適正とは言い難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 33 年 9 月 19 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、5,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和21年7月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和20年9月から21年6月までの標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から22年3月1日まで

昭和14年3月にA社に就職しB事業所配属後、同年12月より同社に籍を置きながら従軍し、そのまま出征先で終戦を迎え、21年7月に復員後、22年3月1日より同社に復帰し、その後52年11月1日にC社を退職するまで一貫して在籍していた。しかし、昭和20年9月1日から22年3月1日までの厚生年金記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有する人事記録から、申立人は、申立期間において、申立てに係る事業所に在籍していたことが推認できる。

また、厚生年金保険被保険者が陸海軍に徴集又は召集された昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間については、当時の厚生年金保険法第59条の2に基づき、被保険者及び事業主に係る厚生年金保険料の全額を免除し、当該期間を被保険者期間として算入することとされている。

県が保存する軍歴に関する資料から、申立人は、昭和14年12月10日に陸軍に召集され、21年7月1日に外地から復員したことが確認でき、申立人は、申立期間のうち、陸軍に召集されていた20年9月1日から21年7月1日までは、申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者であったものと認められる。

なお、申立人に係る上記期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条

に基づき、1万円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和21年7月1日から22年3月1日までは、申立人は「復員後はけがの治療のため出社しておらず、勤務先に自らの復員の事実を伝えたのは昭和22年2月である。」と供述しており、復員後は、申立てに係る事業所において勤務していないものと推認できる。

このほか、申立人に係る上記期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、上記期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から51年1月まで
昭和49年8月に勤務先を退職し、同年9月ごろ市役所で国民年金（任意加入）の手続を行い、以後、毎月、国民年金保険料を郵便局で現金により納付したと思う。しかし、年金記録では、夫が国民年金（強制加入）の被保険者となった51年2月に初めて国民年金に加入したことになっており、申立期間が未加入期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月に夫婦連番で払い出されており、申立人は、このころに、その夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年2月にさかのぼって国民年金に加入したものと推認できる上、それより前に別の同記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、49年9月ごろに国民年金の加入手続を行ったとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、昭和49年9月を除く申立期間においては、国民年金の任意加入の対象者であり、被保険者資格を取得した51年4月の時点では、同期間にさかのぼって国民年金に加入することはできない。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 774

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 59 年 9 月まで
20 歳になった昭和 55 年に実家が所在する市において父親が国民年金の加入手続を行い、そのときから 59 年 9 月までの国民年金保険料を納付してくれたはずである。父親は既に死亡し、国民年金手帳や領収書も無いが、父親から国民年金のことは心配いらないと聞いており、申立期間の納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 10 月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和 55 年 1 月から 57 年 6 月まで）は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間の一部（昭和 55 年 1 月から 57 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 9 月までの期間）については、申立人は、国民年金の任意加入の対象者であり、同期間にさかのぼって国民年金に加入することはできない。

また、申立人の実家が所在する市に申立人に係る国民年金被保険者名簿は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、申立人の母親から聴取しても、国民年金の加入状況、保険料の納付状況（納付場所、納付時期、納付金額等）を確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの期間及び同年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から53年3月まで
② 昭和53年10月から54年3月まで

昭和52年10月ごろ、退職に関する諸手続と併せて、市役所で国民年金の加入手続を行った。従前から母親に年金の大切さを諭されていたため、申立期間の保険料については納付が遅れることはあっても納付しないことはなかった。納付書に現金を添えて、金融機関で納付していた。

昭和55年8月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料は完納しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年8月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認される上、それより前に別の同記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が52年10月ごろに居住していた市において、国民年金の加入手続を行ったとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立期間の国民年金保険料の納付状況（納付場所、納付期間、納付金額等）についての申立人の記憶は曖昧であり、これが明らかでない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 53 年 3 月以前は町内会の集金により、同年 4 月から 58 年 3 月までは金融機関において納付書により国民年金保険料を納付していた。その後、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付していたと主張しているが、申立人の居住する市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は、自らの申出により昭和 58 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、特殊台帳及び申立人名義の銀行口座に係る取引履歴から、申立人が、この資格喪失手続を行った時点で、申立期間の一部（昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで）の国民年金保険料を納付していたことが確認できるものの、この保険料は、同年 9 月に同口座に還付（振替）されていることが確認できる上、当該取引履歴には上記以外に申立期間の国民年金保険料が納付された記録は無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成 3 年 3 月まで

住民票を実家に残したまま県外に住み大学に通っていた。20 歳になった後に市役所から実家に送られてきた納付書により母親が私の国民年金保険料を支払っていた。母親には私の国民年金の加入手続を行った記憶や、保険料の納付金額、納付場所の記憶は無いものの、父親の年末調整や確定申告の際に私の国民年金保険料を社会保険料控除として計上していたことを記憶している。納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親の記憶は曖昧であり、申立人に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況（納付場所、納付時期、納付金額等）は不明である。

また、申立人の実家が所在する市には申立人に係る国民年金被保険者名簿（国民年金システムによる電算化名簿）は無く、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、同市では、同名簿が作成されていない者に国民年金保険料の納付書を送付することはないと回答しており、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人と同様に、実家が所在する市から転出することなく県外に住んでいたその弟も自分が任意加入の対象者（学生）であった申立期間について、国民年金に加入していない。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す

関連資料（年末調整申告書、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 778

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 53 年 3 月まで
昭和 49 年 1 月に転入した市において国民年金の加入手続と同時に国民年金保険料の免除申請を行ったにもかかわらず、申立期間が免除期間となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料に係る免除申請の手続は免除を受ける年度ごとに行う必要があり、申立期間について免除を受けるには少なくとも 5 回の申請手続を行うことになるが、申立人は、この申請手続を行ったのは一度限りであると供述している上、社会保険事務所（当時）から免除に係る承認通知を受けた記憶はなく、申立期間の国民年金保険料は免除されているとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる

また、申立人に、国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は 51 か月と長く、申立人について 5 回にわたる保険料免除の記録管理に誤りが生じたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除されていたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、これが免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年3月1日から6年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成6年7月1日から15年3月25日までにおける厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月1日から15年3月25日まで

勤務していたA社が厚生年金保険の適用事業所となった平成2年3月1日以前から6年7月ころまでは、月額70万円、6年8月ころから8年7月ころまでは月額60万円、8年8月ころから15年3月までは月額50万円の報酬を受けていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額は実際の報酬額よりも低額なものとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録では、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成2年3月から8年7月までは15万円、8年8月からこれを喪失した15年3月までは9万8,000円となっているのに対し、申立人は、2年3月から6年7月までは70万円、6年8月から8年7月までは60万円、8年8月から15年3月までは50万円の報酬を得ていたと主張している。

申立人は、上記の標準報酬月額を上回る報酬を支給されていたと推認することはできるものの、本申立てについては、申立期間を3つに区分し、次のように考えられる。

1 平成2年3月1日から6年7月1日まで

申立人が提出した申立てに係る事業所の決算書(平成3事業年度及び平成4事業年度)から、申立人の役員報酬は、それぞれ、360万円(月平均30万円)、420万円(月平均35万円)であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書を所持していない上、申立てに係る事業所もこれを確認できる賃金台帳等の関係資料を保管していない。

また、申立人の主張する報酬に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与より控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の標準報酬月額の記録についてさかのぼって訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、平成2年3月から6年6月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 平成6年7月1日から8年8月1日まで

オンライン記録及び申立人が提出した平成6年の標準報酬決定通知書から、申立人の標準報酬月額は、当初、6年7月の随時改定、同年10月及び7年10月の定時決定により、53万円（当時の標準報酬月額の最高限度額）と記録されていたものが、8年7月9日付けの処理により、この随時改定の取消及び定時決定の訂正が行われ、15万円に減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、平成2年3月1日から6年2月13日までの期間及び7年12月25日から8年7月7日までの期間について代表取締役就任している上、同年7月8日から15年3月25日までについては申立人の妻が代表取締役であったことが確認できる。

また、申立ての事業所に係る滞納処分票から、平成6年7月以降、申立人は事業主又は事業主の夫として社会保険事務所（当時）の担当者と滞納保険料の納付について相談していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、実質的な代表者として経営に携わっていた申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に関与し同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の平成6年7月から8年7月までの標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

3 平成8年8月1日から15年3月25日まで

申立人が所持する源泉徴収票（平成8年、12年及び13年）から、申立人は、8年は720万円（月平均60万円）、12年及び13年は540万円（月平均45万円）の報酬を得ていたことが確認できる。

しかしながら、上記1同様、賃金台帳等が無く、厚生年金保険料の控除額は不明である上、これを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人の標準報酬月額の記録はさかのぼって訂正されているなどの

不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人から提出された平成10年及び11年の標準報酬決定通知書から、標準報酬月額がいずれも9万8,000円と決定されていることが確認できるが、同通知書に係る届出について、申立人の妻は、「社会保険事務所職員の指導のもと、自分が同事務所の窓口において記載した。」旨を証言している上、申立人も実際に支給された額より低い報酬額を記載して同通知書を提出したことを認めている。そして、厚生年金保険の保険給付及び保険料の給付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書において、特例対象者（ここでは申立人）が、事業主が保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録の訂正を行わない旨が規定されているところ、申立人については、このただし書に規定する状態であったと認められるので、同法に基づき、申立人の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1054 (事案 508 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 10 日から 35 年 5 月まで
営業担当の正社員としてA社に勤務していた昭和32年5月から35年5月までについて厚生年金保険の加入記録の訂正を求めたが認められなかった。
新たな資料や事情は無いが、厚生年金保険は、強制加入の制度であるにもかかわらず、加入していないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 営業担当従業員の厚生年金保険への加入は昭和 35 年 7 月以降である旨の元従業員の証言があること、ii) 申立期間当時の営業担当従業員 9 人の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、そのいずれもが、同年 7 月 1 日に被保険者資格を取得していること、iii) 申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、同名簿の健康保険整理番号の欠番も見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 8 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や事情は無いが、厚生年金保険は強制加入の制度であり当然に加入していると主張し、再度、申立てを行っている。確かに、申立てに係る事業所は、厚生年金保険の強制加入の対象事業所であるが、年金記録の訂正が認められるには、事業主が、申立人に係る資格取得届を行い、又は保険料を納付し、若しくは、申立人の給与から保険料を控除していたことのいずれかが認められる必要があるところ、本申立てについては、これらのいずれもが認められず、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情もないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1055 (事案 397 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 10 日から 32 年 9 月 1 日まで

A社で勤務していた申立期間について脱退手当金が支給されたこととなっているが、私は脱退手当金を受け取っておらず、記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

社会保険事務所(当時)に申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を調べてもらっている際に、私の氏名と生年月日の誤りを指摘して記録を訂正させたことがある。このように社会保険事務所はいい加減な記録の管理をしていることから、脱退手当金の支給についても誤って記録されたものであると考えられるので、再度申し立てる。

また、当時の上司から私が脱退手当金を受け取っていないことについて聞いてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和32年10月30日に脱退手当金が支給決定されているとともに、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の支給記録が記載されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、オンライン記録(訂正前の記録)における申立人の氏名及び生年月日が誤って記録されており、脱退手当金の支給も誤っているとして、再度、申立てを行っている。

確かに、厚生年金保険記号番号払出票及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)をみると、申立人の名前の一文字が判然とせず、誤っているようにも見受けられる。

しかしながら、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名及び生年月日は正しく記録されている。そもそも社会保険事務所が脱退手当金の支給決定を行う際には、脱退手当金請求者の氏名及び生年月

日を健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている当該者のそれと照合して確認することになっており、この名簿以外の記録にある氏名及び生年月日に誤りがあるとしても脱退手当金の支給事務自体に支障が生ずることはなく、申立人の主張する事実をもって脱退手当金が支給されていないとまでは考えられない。

また、申立人が新たに名前を挙げた当時の上司は、「当時、若くして結婚退職した従業員は脱退手当金を請求しているのが通例であった。」と証言しており、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言を得られなかった。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月ごろから同年 8 月ごろまで
② 昭和 40 年 10 月ごろから 41 年 1 月ごろまで
③ 昭和 41 年 1 月ごろから同年 7 月ごろまで
④ 昭和 41 年 10 月 28 日から 42 年 7 月 1 日まで
⑤ 昭和 44 年 10 月から 46 年 1 月 10 日まで
⑥ 昭和 47 年 4 月ごろから同年 8 月 16 日まで

申立期間①、②及び③について、それぞれA社、B社及びC社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間④について、D社及び同社の下請事業所であるE社において継続して勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

さらに、申立期間⑤及び⑥について、それぞれF社及びG社における厚生年金保険の被保険者資格を入社日よりも後になって取得していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 A社（現在は、H社に名称変更）における厚生年金保険の被保険者資格を有する者の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、H社は、「申立人の在籍記録は確認できない。」と回答しているほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間①に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

2 B社における厚生年金保険の被保険者資格を有する者の証言から、期間は特定できないものの申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立人の在籍記録は確認できない。」と回答しているほか、申立人が名前を挙げている同僚は、「B社で申立人と一緒に勤務していたが、自分の厚生年金保険の被保険者記録も無い。」と証言している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間②に係

る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

- 3 C社は、「当社においては、すべての社員を採用と同時に厚生年金保険に加入させているが、当社が保管する申立期間③当時の厚生年金保険被保険者台帳に申立人の記録は無いことから、申立人は下請事業所の従業員だったのではないか。」と回答しており、申立人が名前を挙げている同僚も「申立人は、C社の下請事業所で勤務していた。」と証言している。

また、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げている同僚の中にも、C社における厚生年金保険被保険者記録の無い者が存在する。

- 4 D社（現在は、I社に名称変更）が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿には、被保険者資格の喪失日が昭和41年10月28日と記載されており、オンライン記録と一致する。

また、申立人と同様に、E社が適用事業所となった昭和47年7月1日に資格を取得している同僚から聴取しても、申立人がD社及びE社に継続して勤務していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

- 5 F社は、昭和52年4月2日に破産終結し、閉鎖登記簿は既に廃棄されており、事業主等から申立人に係る勤務実態を確認できない。

また、申立期間⑤当時に、F社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚から聴取しても、申立人の申立期間⑤における勤務実態を確認できない。

さらに、F社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間⑤に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

- 6 G社（現在は、J社に名称変更）が保管する申立人に係る人事記録から、申立人が申立期間⑥において同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、J社は、「申立人の給与から申立期間⑥の厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明である。」と回答しているほか、申立人と同じ業務に従事していた同僚も入社日から1か月程度後に厚生年金保険に加入しており、同事業所においては必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと推認できる。

また、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間⑥に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

- 7 申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかにこれをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1057

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 2 月ごろから同年 5 月ごろまで
② 昭和 42 年 6 月ごろから同年 11 月ごろまで

申立期間①において、調理見習いとしてA社B店に勤務していた。本店にあった社員寮から通っていたことや社員旅行に行ったことを覚えており、健康保険に加入していた記憶もあることから厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

また、申立期間②において、C社D出張所が運営する店でウェイトーや調理人として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が1か月しかないのは納得できない。夏に同僚と海水浴等に行き、冬になる前に他の事業所に転職した記憶があることから申立期間②において勤務していたのは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人はA社B店における業務内容を詳細に記憶しており、期間を特定することはできないものの、申立人が同店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は昭和 61 年 9 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては適用事業所でなかったことから、同期間は厚生年金保険に加入することはできない期間である。

また、A社には申立人に係る賃金台帳等の関係資料が無い上、申立人は当時の同僚の氏名を記憶しておらず、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる証言を得ることもできない。

2 申立人の同僚（複数）の証言から、勤務期間を特定することはできないものの、申立人がC社D出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の同僚は、「C社D出張所では、入社当初に3か月間の試用期間があり、その期間は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」旨証言しており、同事業所の事業主は、必ずしもすべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと推認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間②に係る記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、これをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から 57 年 12 月 1 日まで
A社及びその関連事業所であるB社に昭和 48 年 3 月から平成 7 年 10 月まで継続して勤務した。その間の給与月額は、昭和 50 年 10 月に 10 万円に、51 年 2 月に 13 万円に、同年 8 月に 20 万円に昇給したはずである。また、時期は定かではないが、給与月額が 25 万円という時期もあったにもかかわらず申立期間の標準報酬月額が実際の給与月額よりも低い記録となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する家計簿から、申立期間の一部（昭和 55 年 8 月から同年 12 月まで）において、申立人の給与月額（手取り）は、オンライン記録上の申立人の標準報酬月額よりも高いことが確認できるが、給与明細書等の資料が無く、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額及び報酬月額は確認できない。

また、オンライン記録から、申立てに係る事業所における申立期間当時の役員（申立人は同事業所の取締役）の標準報酬月額は一般従業員の標準報酬月額と比較して低いことが確認でき、事業主（代表取締役）であった申立人の兄の標準報酬月額も申立人の標準報酬月額と同額となっている。

さらに、申立人の兄は既に死亡している上、申立期間当時の貸金台帳等の関係資料は保存されておらず、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除額を確認できない。

加えて、申立人の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されているなど、申立人の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年ごろから 61 年 4 月 1 日まで
② 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 2 年 4 月 1 日まで

昭和 58 年ごろに義兄が経営する A 社に勤務する夫の給料が上がるとともに、同事業所で事務を手伝っていた私にも給料が支給されるようになり、社会保険に加入した。給与計算は私が行っており、自分の社会保険料を控除していたと記憶しているので、申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

また、昭和 61 年 4 月に A 社（本店）から夫と共に独立し、同社 B 支店を開設した。63 年 4 月以降は事務員であった私にも給与が支給されるようになり、個人負担分と会社負担分の社会保険料を本店に送金していたにもかかわらず、申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①を含む昭和 50 年 4 月から 61 年 3 月までは健康保険に係る申立人の夫の被扶養者として国民年金に任意加入し、付加保険料を含む国民年金保険料を納付している上、申立期間②を含む 61 年 4 月から平成 2 年 3 月までは、被扶養配偶者として国民年金の第 3 号被保険者となっており、申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、申立人が所持する昭和 62 年 9 月から平成 2 年 5 月までの A 社 B 支店の出納帳簿から、同支店における社会保険料控除額の総額は、申立人の夫に係る社会保険料控除額と一致していることが確認でき、申立人に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる記入は見当たらない。

さらに、事業主であった申立人の義兄は既に死亡しており、申立期間当時の賃金台帳等の関係資料は保存されておらず、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除の事実を確認できない。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A社に正社員として雇用され、昭和 63 年 7 月 31 日に退職するまでデパートの売り場で勤務していたにもかかわらず、ねんきん特別便によると、同年 7 月の厚生年金保険の加入記録が無かった。月末まで勤務した退職月の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録から、申立人が申立てに係る事業所を退職したのは昭和 63 年 7 月 31 日であることが確認でき、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の申立てに係る事業所の経理担当者は、「申立てに係る事業所では厚生年金保険料を翌月に控除しており、退職月の保険料を控除していなかった。このため、月末に退職した社員に係る被保険者資格の喪失日を、本来ならば翌月 1 日とすべきところを月末として届出を行っていた。退職後に退職月の保険料を徴収することもなかった。」と証言している。

また、申立期間当時、申立てに係る事業所において申立人同様に同事業所の離職日が月末となっている者は、いずれも厚生年金保険被保険者の資格喪失日が月末となっている上、月末に退職した申立人の同僚は、「退職月に 2 か月分の厚生年金保険料が控除された記憶や退職後に退職月の保険料を支払った記憶は無い。」と証言しており、同事業所では被保険者資格の喪失及び保険料控除について、上記経理担当者の証言どおりの取扱いがなされていたことがうかがえる。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案1063

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月1日から45年8月1日まで

A社（現在は、B社）に昭和33年4月から平成2年6月まで勤務したが、同社C事務所に勤務した昭和40年5月から44年9月までのうち、40年10月から44年9月までの期間及び帰国後の同月から45年7月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に受給していた給与総額に比べ大幅に低くなっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和33年4月5日から平成2年6月15日までA社に継続して勤務しており、申立期間に係る標準報酬月額は、定時決定により40年10月は3万9,000円、41年10月は3万3,000円、42年10月は2万円とされ、随時改定により43年8月は2万4,000円、44年8月は2万8,000円とされている。

これに対して、申立人は、C事務所に転勤となった昭和40年5月の標準報酬月額である4万2,000円が、同年10月に定時決定により3万9,000円に引き下げられた上、その後はC事務所在中に支給された給与月額よりも少ない額が標準報酬月額と記録され、44年9月に帰国した後も45年7月までは、実際の報酬月額よりも過小な標準報酬月額であると主張している。

しかしながら、申立期間当時のA社の海外駐在員給与等取扱規程によると、海外駐在員の給与は駐在手当及び内地手当からなっており、B社の給与担当者は、「A社では、厚生年金保険料は給与総額ではなく、内地手当の支給額に基づいて算出していた。」と証言している。

また、申立人は、「当時、会社は海外駐在員に対して給与を米ドル建てで支給するとともに、基準賃金（本給に加給及び家族給を加えた額）の一定割合を内地手当と称して別途円建てで支給していた。」と主張しており、申立人の内地手当は、上記規程から、基準賃金の40パーセントの額が内地手当として支給

されていたと考えられる。

さらに、B社は当時の賃金台帳等の資料を保管していない上、申立人も申立期間における厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等を保持しておらず、申立人の主張する厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できない。

加えて、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和21年7月25日から23年7月30日まで
② 昭和46年2月6日から同年8月20日まで

申立期間①においては、A社に勤務しB業務に従事していたので、この期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

また、申立期間②においては、C社に勤務しトラックの運転助手をしていたので、この期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 A社の元従業員4人の証言から、時期は特定できないが、申立人は、申立期間①当時、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録があり、回答のあったA社の元従業員8人のうち5人は、「記憶している勤務期間と厚生年金保険の加入期間が一致していない。」と回答している上、元従業員が申立人と同じ部署に所属していたとして名前を挙げた5人の中にも同事業所における被保険者記録が確認できない者が4人確認でき、同事業所の事業主は、必ずしも従業員の勤務期間のすべてについて、厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、A社の親会社の元取締役は、申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況については、不明であると証言している上、A社の事業を承継した事業所も、当時の資料を保管しておらず、不明であると回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

2 申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録があるC社の元従業員(複数)の証言から、時期は特定できないが、申立人は同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社の社会保険事務担当者(当時)は、「当時は従業員の

定着率が悪かったため、厚生年金保険に加入させる時期は、社長が決めていた。当時の書類は残っていないが、申立人のように6か月程度の勤務期間では、加入させていないこともある。私も入社したのは昭和38年3月ころだが、厚生年金保険に加入したのは同年12月ころである。」と証言している上、当時の事業主の妻も上記担当者の証言内容を認めており、事業主は、必ずしもすべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、上記担当者及び事業主の妻は、厚生年金保険の資格取得届を提出していない従業員については、標準報酬月額も保険料控除額も分からないため、保険料は控除していない旨証言している。

さらに、申立期間②において、C社に在籍していた同僚から、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたとする証言は得られない。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間②に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

- 3 申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかにこれをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1065

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月末ころから同年12月1日まで
昭和27年6月末ころに公共職業安定所から紹介を受けてA社に就職し、同年11月末まで勤務した。それにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人が記憶している当時の事業主の子は、「事業主は30年前に死亡しており、私自身も申立人のことや当時のことは覚えていない。」と述べている上、既に解散した申立てに係る事業所の役員（当時）とも連絡は取れず、申立人は同僚（当時）の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況について証言を得られない。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 10 日から同年 10 月 1 日まで
昭和 37 年 9 月末ころに A 社（現在は B 社）が所有する C 船を下船し退職したが、船員保険の記録では、同年 3 月 10 日に被保険者資格を喪失したことになっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 9 月末ころまで A 社に勤務していたと申し立てているが、B 社が保管している労働者名簿から、申立人は同年 3 月 9 日に退職していることが確認できる。

また、C 船の船長（昭和 37 年 4 月 25 日に被保険者資格を取得）は、申立人を知らないと言っている。

さらに、B 社は、「船員保険に係る届出、申立期間の船員保険料の控除及び納付については不明であり、当時の資料として唯一保管している労働者名簿の退職記録から推測すれば、申立人は、申立期間において船員保険に加入していることはない。」と回答している上、申立人に係る申立期間の船員保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1067 (事案 50 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月22日から23年10月22日まで
A社で勤務していた期間について厚生年金保険の加入記録が無い
ため、記録の訂正を求めたが、認められなかった。
A社とB社の間が1年間にわたって加入記録が無いはずは
なく、昭和22年と23年を間違えて記録しているもの
だと思うので、新たな事情は無いものの、再度、申
立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料がないこと、ii) A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所に照会できないこと、iii) 申立てに係る事実がうかがえる関係資料、証言等が得られないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成20年6月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や事情は無いが、当委員会の決定に納得できないとして、再度、申立てを行っているが、当該申立てのみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情もないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 37 年 1 月 19 日まで
昭和 35 年 9 月 1 日から 37 年 1 月 19 日まで A 社に勤務していたと記憶しているが、厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚(当時)の証言から、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、申立てに係る事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間中の昭和 36 年 5 月 1 日であることが確認できる。

また、申立てに係る事業所は、昭和 48 年 4 月 23 日に全喪している上、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる書類は保管されておらず、当時の従業員からも申立人の厚生年金保険の加入状況、保険料控除の状況に関する証言は得られない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。